

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 5 年 11 月 29 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報 第 19 号 委員長報告
- 日程第 5 同 第 11 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同 第 12 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同 第 13 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同 第 14 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同 第 15 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 10 同 第 16 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 11 同 第 17 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 12 同 第 18 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 13 同 第 19 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 14 議 第 92 号 新子育て支援施設建設（建築）工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 15 議 第 93 号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議 第 94 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議 第 95 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議 第 96 号 令和 5 年度下呂市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 19 議 第 97 号 令和 5 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議 第 98 号 令和 5 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議 第 99 号 令和 5 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議 第 100 号 令和 5 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議 第 101 号 令和 5 年度下呂市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議 第 102 号 令和 5 年度下呂市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議 第 103 号 令和 5 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議 第 104 号 令和 5 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 2 号）

- 日程第27 議第105号 財産の譲与について
- 日程第28 議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について
- 日程第30 議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について
- 日程第31 議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第32 議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について
- 日程第33 議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について
- 日程第40 議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例について
- 日程第42 議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第46 議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議第125号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第48 議第126号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第49 議第127号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第50 議第128号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第51 議第129号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第52 議第130号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第53 議第131号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）

日程第54 議第132号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（14名）

議長	田中副武	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
9番	今井政良	10番	伊藤嚴悟
11番	一木良一	12番	吾郷孝枝
13番	中島新吾	14番	中島達也

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	中村好一	会計管理者	中谷三男
総務部長	今瀬成行	まちづくり推進部長	田谷諭志
地域振興部長	小池雅之	教育委員会 事務局長	林雅人
環境部長	田口昇	農林部長	都竹卓
農林部理事	小木曾謙治	建設部長	大前栄樹
金山病院 事務局長	池戸美紀	市民保健部長	森本千恵
福祉部長	野村穰	観光商工部長	河合正博
消防長	齋藤進	水道課長	熊崎龍毅

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井満	書記	細江隆義
--------	-----	----	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（田中副武君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

これより令和5年第6回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

なお、上下水道部長は欠席となっております。代わりに水道課長が出席されていますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中副武君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 飯塚英夫君、4番 森哲士君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中副武君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（田中副武君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項の報告は配付しておりますので、御承知願います。

◎報第19号について

○議長（田中副武君）

日程第4、報第19号 委員長報告を行います。

閉会中において、総務教育民生常任委員会と産業経済常任委員会で行政視察が行われておりますので、報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 尾里集務君。

○総務教育民生常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。

委員長報告をさせていただきます。

令和5年10月31日から11月1日にかけて、総務教育民生常任委員会委員7名と議会事務局職員2名の計9名で、富山県南砺市、福井県大野市、永平寺町での管外視察を行いました。

その報告を申し上げます。

今回の管外視察は、人口減少や少子高齢化が進む中で、教育や公共交通、防災機能をいかに維持するか、子育て支援はどうあるべきか、ほかの自治体の事例を調査・研究する目的で実施いたしました。

富山県南砺市では、部活動の地域移行について視察をいたしました。

南砺市は、平成16年に8つの町村が合併して誕生し、面積も668平方キロメートルと、下呂市同様、広い面積を持っていますが、少子高齢化により生徒数が減少する中で、部活動の運営に課題が生じているため、部活動改革に取り組まれていました。部活動改革については、全国の自治体でその取組が求められていますが、南砺市では学校だけの問題とは捉えず、市の生涯スポーツ、文化・芸術活動を持続可能で豊かにするための基盤づくりを目指しているとの説明が印象に残っております。

福井県大野市では、子育て支援施設と市庁舎の防災拠点機能について視察をいたしました。子育て支援施策では、大野市に住んで子育てしたくなるよう、ライフステージ別に切れ目のない子育て支援に取り組み、全国や福井県内トップクラスの様々な施策を実施されてきました。子育て支援については、全国の多くの自治体に取り組んでいますが、その中でも手厚い支援をされていることが分かりました。また、市庁舎の防災拠点機能については、立地条件等が下呂市とは異なりますが、学ぶべきところがありました。

永平寺町では、まちづくり会社が市から委託を受け、自転車歩行者専用道路での全国初の完全自動運転での移動サービスが実施されてきました。視察の直前に対物事故が発生し、運行は中止されていたため、体験試乗をすることはできませんでしたが、施設を見学し、説明を受けました。今後の実用性や費用対効果など課題も多いと感じましたが、公共交通の新たな取組の一つであると思います。

いずれの自治体も、人口減少と少子高齢化という共通の課題を抱えており、特に大野市や南砺市は、下呂市同様広い面積を有しており、その意味でも参考となる点が多い視察でした。

なお、視察の詳細や委員の所感等については、お手元に配付しました報告書に記載しておりますので、申し添えて委員長報告とさせていただきます。

○議長（田中副武君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 田中喜登君。

○産業経済常任委員長（田中喜登君）

おはようございます。

去る令和5年11月7日から8日にかけて、産業経済常任委員会委員7名と議会事務局職員2名の計9名で、石川県白山市、加賀市、富山県南砺市での管外視察を行いました。

その報告を申し上げます。

石川県白山市は、白山山麓地域から日本海に面する平野部までの広大な市域を持っており、全国に2,000社以上ある白山神社の総本社、白山比咩神社をはじめとして、多くの自然を中心とした観光資源を有しています。令和6年3月には北陸新幹線の金沢－敦賀駅間の開業や、令和6年春には新幹線車両所を活用した白山市立高速鉄道ビジターセンターのオープンが予定されているなど、今後の観光客の増加が見込まれています。

観光資源の一つである白山手取川ジオパークは、今年5月にユネスコの世界ジオパーク認定を受けており、大変厳しい審査の中、認定に向けて市民皆さんに理解をいただけるよう、地域住民と一体となって取り組まれた過程をお伺いしました。下呂市においても、今後さらなるE-DMOの発展や、町並み整備に取り組んでいくに当たり、地域住民の意識改革をどのように行っていくのかという点において大変参考になりました。

加賀市では、山代温泉観光協会が策定された山代温泉中期ビジョン計画2023-2030にも示されている観光まちづくりと加賀3温泉に関わる観光振興について、関係者の皆様に御説明をいただきました。今年度、下呂市が観光庁の事業採択を受けた歴史的資源を活用した観光まちづくり事業化支援事業に関する事例として、先進市として、平成30年より景観まちづくりなどにおいて地域住民の皆様と取り組まれた過程や現状などについてお伺いしました。

また、共同浴場の総湯を中心とした周囲の町並みは、湯の曲輪（ゆのがわ）といい、温泉の歴史や文化を体験する山代温泉のシンボルであり、明治時代の総湯を復元した古総湯、総湯の施設を管理されている財産区管理会の皆様に御案内いただきました。総湯を利用する年間パスポートでは、市内の山中温泉、片山津温泉の総湯でも、安価で利用できる仕組みを取っており、市民サービスの観点からも非常に有効な手段であり、参考にしたいと感じました。

富山県南砺市で農業を営まれている有限会社さくさく村では、高齢化などにより耕作が続けられないなどの状況から、地域の水田を任されていく中で、当初の3ヘクタールから年々耕作地を拡大し、現在では30ヘクタールの農地を利用して、コシヒカリをはじめとして酒米や餅米の生産、加工、販売を行われています。厳しい経営状況の中、自社独自で活路を見つけるなど、様々な工夫により経営され、事業を通じて持続可能な生産社会の実現を目指して運営されている貴重なお話を伺いました。そのほか、農閑期では干し柿の製造や堆肥作りを行い、年間を通じて作業されていることや発生したもみ殻を畜産農家で再利用してもらうなど、循環型農業を実施されていることも伺いました。

いずれの視察先でも、当市と同じような課題や問題点をお伺いし、行政と地域住民、農業従事者が一体となって取り組んでいかなければならないと改めて強く感じました。

なお、視察の詳細や委員の所感については、お手元に配付しました報告書に記載しておりますことを申し添え、産業経済常任委員会の委員長報告といたします。

◎同第11号から同第19号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

日程第5、同第11号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第6、同第12号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第7、同第13号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第8、同第14号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第9、同第15号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第10 同第16号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第11、同第17号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第12、同第18号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第13、同第19号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、以上9件を一括議題といたします。

同第11号から同第19号までの9件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました同第11号から同第19号までの下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

この9議案につきましては、その功労が特に顕著で、下呂市功労者等表彰条例の基準を満たすと認められた表彰をしたいということで、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める9名の方を御説明申し上げます。

それでは、議案書1ページを御覧ください。

同第11号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、土屋竹浩、住所、年齢は記載のとおりでございます。表彰領域は地方自治で、功績は消防団長でございます。令和5年11月29日提出。

提案理由でございますが、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めためたためでございます。

以下、同第12号から19号についても、提案理由は同じでありますので、氏名、表彰領域、功績を御説明いたします。

3ページを御覧ください。

同第12号、氏名、無笹聡、表彰領域は地方自治で、功績は消防団長でございます。

5 ページを御覧ください。

同第13号、氏名、今井義孝、表彰領域は社会福祉で、功績は民生委員・児童委員でございます。

7 ページを御覧ください。

同第14号、氏名、矢島錠之助、表彰領域は社会福祉で、功績は人権擁護委員であります。

9 ページを御覧ください。

同第15号、氏名、金森茂俊、表彰領域は産業経済で、功績は農業委員会委員でございます。

11 ページを御覧ください。

同第16号、氏名、嶋田浩、表彰領域は産業経済で、功績は農業委員会委員でございます。

13 ページを御覧ください。

同第17号、氏名、杉山永喜、表彰領域は産業経済で、功績は林業団体役員でございます。

15 ページを御覧ください。

同第18号、氏名、桂川豊、表彰領域は教育文化で、功績は社会教育委員でございます。

17 ページを御覧ください。

同第19号、氏名、福井清浩、表彰領域は教育文化で、功績は青少年育成推進員でございます。

説明は以上でございます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中副武君）

これより本9件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明していただきました同第11号から同第19号までの9件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第11号から同第19号までの9件については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本9件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本9件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第11号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第11号については同意することに決定をいたしました。

同第12号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第12号については同意することに決定をいたしました。

同第13号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第13号については同意することに決定をいたしました。

同第14号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第14号については同意することに決定をいたしました。

同第15号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第15号については同意することに決定をいたしました。

同第16号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第16号については同意することに決定をいたしました。

同第17号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第17号については同意することに決定をいたしました。

同第18号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第18号については同意することに決定をいたしました。

同第19号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意する

ことに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第19号については同意することに決定をいたしました。

◎議第92号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

日程第14、議第92号 新子育て支援施設建設（建築）工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

議第92号について提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

それでは、議案書19ページをお願いいたします。

議第92号 新子育て支援施設建設（建築）工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 工事名、新子育て支援施設建設（建築）工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、変更前2億1,395万円、変更後2億1,922万5,600円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市萩原町跡津439番地1、日産工業株式会社、代表取締役社長 島秀太郎。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。新子育て支援施設建設（建築）工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

20ページを御覧ください。

変更内容について説明をさせていただきます。

1. 仕様書番号、家庭工第1号。工事名につきましては省略いたします。3番. 契約金額、変更前、変更後は省略いたします。増額分は527万5,600円でございます。4番. 変更理由・内容でございます。本工事を施工するに当たり、現場事務用地としてグラウンドの一部を借用する萩原南中学校の生徒、工事現場に隣接するみなみこども園の園児や近隣住民の安全を確保するため仮囲いを設置したこと。萩原南子育て広場解体工事で撤去し切れなかった旧施設の擁壁基礎など、埋設構造物が本工事において設置するRC擁壁に干渉し、施工の妨げとなるため撤去する必要性が生じたこと。隣接民家との間にあるブロック塀、これは市施設でございますが、塗装の剥がれなど、経年劣化しているため、壁面の塗装と笠木の補修を行うことなど、契約金額を増額して変更契約を締結する必要性が生じたためでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中副武君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 一木良一議員。

○11番（一木良一君）

この埋設の構造物、これが原因で追加になったわけですが、本来解体工事の中で旧施設の擁壁基礎、そして埋設構造物、これも本来であれば解体の中に、範囲に含めるはずでしょうが、これは当初から地中の中に残す予定で見積りをされておったのか、設計されておったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（田中副武君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

旧施設の擁壁基礎等の埋設構造物の撤去につきましては、議員おっしゃるとおり、解体工事に含めてもよい工事ではありますけれども、次の理由から、本体工事に含める工事として対応をさせていただいております。

まず、擁壁基礎等の埋設構造物の撤去につきまして、その後の養生もしっかりするというのが本来ですけれども、こども園側に土砂流出のおそれがあるということ、それから南中学校との間に法定外公共物、いわゆる筋骨がありますが、撤去によりましてその幅員が狭くなって歩きにくくなるというような、様々な影響が予想をされました。

また、撤去工事が終わった後、それから本体工事の中で擁壁の設置工事ということで、短期間に2度にわたって掘削工事をするといった、一見無駄に思われるような、そういったことも見込まれました。

このため、擁壁の撤去から外構工事のRC擁壁の設置まで併せて進めたほうが、周囲への影響が少ないというふうに考えまして、本体工事に含めることとし、今回の変更契約に至った次第でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中副武君）

11番 一木議員。

○11番（一木良一君）

今の答弁を聞きましてまず感じることは、あまりにも行き当たりばったりではないかなと、それは今言われましたように、土砂の流出物とか、こども園への影響とかということをも本来考えられて、そういった計画をされたというふうには思いますけれども、しかし、割と工事が始まってから、例えば改修なんか特にそうなんですけれども、工事が始まってから非常に何百万、何千万単位で追加工事が増えてくるというケースが今ままでも多々ありました。今回の件もやはり想定

できなかったのかなということをおもうわけです。

ですから、見ていなかったんだよということであれば、そういうことでしょうけれども、そうであれば、それで致し方ない部分があります。しかし、できるだけ今後やっぱりある程度想定をして、そして、それは専門家に依頼すればできることですので、想定をしながらやっぱり計画していった進めていっていただきたいなということをお願いしておきます。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

続いて、7番 中島ゆき子議員。

○7番（中島ゆき子君）

今ほどの説明、変更説明理由の中の一つとしまして、隣接する萩原南中学校とみなみこども園への影響があるということで、一番上の変更理由の中で、仮囲いを設置したということですけど、当然あそこの場所が南中学校、こども園があることは分かっていることですので、当初からこの仮囲いが必要ということは想定されなかったのか、それか工事が始まった後で何か支障があるということで、また仮囲いを新たに設置しなければいけない理由ができたのか、この辺の理由について伺います。

○議長（田中副武君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

この南中学校とこども園、それから近隣住民の安全を確保するための仮囲いなんですけれども、当初ちょっと想定をしておらずに、今回この追加ということになった次第でございます。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

7番 中島ゆき子議員。

○7番（中島ゆき子君）

当初予定をされていなかったということですけど、どう考えても周りにこれだけの施設があるというのは分かっていることだと思いますので、入札の段階で、やはりこちらを入札された方が一番安い金額で入札されて決まったということですので、最初からこれが入っていないというところが、ちょっとどうなのかなというところで、市のほうからの契約の中で、これが本当に最初から入っていなかったかという点をもう一度伺います。

○議長（田中副武君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

仮囲いについては、最初から入ってはおりませんでした。特には中学校のグラウンド内に現場事務所を設けるということで、そちらについても特に必要性があるということで、追加がということになった次第でございます。

○議長（田中副武君）

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

1番 鷺見昌己議員。

○1番（鷺見昌己君）

今の質問の内容の中の答弁の中で、計画していなかったという話があったんですが、これは第三者区分ということで非常に大事で、設計図書には仮設計画等、当然織り込んで、それを踏まえて入札されると思うんです。

そういう意味で、当初、こういう工事をするときには、建設部のほうがしっかりとその辺も助言をしながらサポートしてもらおうというようなことを、何度か議会のほうからも質問していると思います。それを踏まえて、建設部としてはどのようなこの辺、指導をしていたのか、その辺のお考えを教えてください。

○議長（田中副武君）

建設部長。

○建設部長（大前栄樹君）

この設計には、うちの建設総務課の建築の担当のほうで、設計の中身とか、その辺を監修して、入って協議しながら行っております。全体に係る全てを当初設計で盛り込んでいくのに、なかなかそこまで配慮ができなかったということを反省して、今後はしっかりと総合的に計画していくように、技術力を高めていきたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

1番 鷺見昌己議員。

○1番（鷺見昌己君）

ありがとうございました。

やはり、これは非常に大事なところで、やっぱり何でもかんでも追加というわけにはいかないと思いますし、実際からいうと、入札が執行されたとき、仕様書の中で仮設計画とかいろいろ入っています。そういう中で、例えば業者側も想定ができます、第三者区分について。見ていない場合は、これをどうしますかという、これは質疑も多分あると思うんです。

やはりその辺もしっかりと受けて、やっぱり業者側も不安でこれをやりますから、やっぱりその必要な部分は最初から見ておいていただかないといけないと思いますので、今後はその辺しっかりと見ていただいて、このような追加が発生しないようお願いいたします。

○議長（田中副武君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明をしていただきました議第92号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第92号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第92号 新子育て支援施設建設（建築）工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

◎議第93号から議第95号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

日程第15、議第93号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第94号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第95号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。

議第93号から議第95号までの3件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○議長（田中副武君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

それでは、議案書の21ページをお開きください。

議第93号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。令和5年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し、必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で御説明をいたしますので、43ページをお開きください。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）、①初任給調整手当を医療職給料表(1)の平均改定率に合わせて改定します。第13条の3関係でございます。②令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。一般職員、年間プラス0.1月、下線部分が改正箇所でございます。括弧は特定管理職員でございます。第23条の4、第23条の7関係でございます。③初任給及び若年層に重点を置き、各給料表を引き上げます。平均改定率は1.1%でございます。別表第1関係でございます。

(2)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）、令和6年6月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり改定いたします。一般職員、下線部分が改定箇所でございます。括弧は特定管理職員となります。第23条の4、第23条の7関係でございます。

44ページをお願いいたします。

(3)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条）、①特定任期付職員の令和5年12月期の期末手当支給率を100分の165から100分の175に引き上げます。第9条関係でございます。②特定任期付職員の給料月額を引き上げます。別表関係でございます。

(4)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条）、特定任期付職員の令和6年6月期以降の期末手当支給率を6月期、12月期とも100分の170とします。第9条関係でございます。

(5)条例の規則の規定内容を統一するなど、所要の見直しを行います。第19条、第23条の4関係でございます。

(6)この条例は、公布の日から施行します。ただし第2条、第4条の規定は、令和6年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(7)下呂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」と言います。）及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」と言います。）の改正中、給料表の改正は、令和5年4月1日から適用します。附則第2項関係でございます。

(8)改正後の給与条例及び任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例及び任期付職員条例の規定により支給された給与は、改定後の給与条例及び任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなします。附則第3項関係でございます。

(9)この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとします。附則第4項関係でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

議第94号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。
令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。国の令和5年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で御説明をいたしますので、47ページをお開きください。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正(第1条)、令和5年12月期の期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。常勤の特別職職員、年間プラス0.1月、下線部分が改正箇所でございます。第5条関係でございます。

(2)下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正(第2条)、令和6年6月期以降の期末手当の支給率を次表のとおり改定いたします。常勤の特別職職員、下線部分が改正箇所でございます。第5条関係でございます。

(3)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。附則関係でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

議第95号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。国の令和5年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、議会議員の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたしますので、52ページをお開きください。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第1条)、令和5年12月期の期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。議会議員の議員、年間プラス0.1月、下線部分が改正箇所でございます。第5条関係でございます。

(2)下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第2条)、

令和6年6月期以降の期末手当支給率を次表のとおり改定します。議会議員の議員、下線部分が改正箇所でございます。第5条関係でございます。

53ページをお願いいたします。

(3)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。3議案について御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明していただきました議第93号から議第95号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第93号から議第95号までの3件については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第93号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第93号については原案のとおり可決されました。

議第94号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第94号については原案のとおり可決されました。

議第95号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第95号については原案のとおり可決されました。

◎議第96号から議第104号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

日程第18、議第96号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第8号）、日程第19、議第97号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第20、議第98号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第21、議第99号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第22、議第100号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第23、議第101号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第24、議第102号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第25 議第103号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、日程第26、議第104号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上9件を一括議題といたします。

初めに、議第96号から議第104号までの9件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第96号から議第104号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費に係る補正で、12月中の支給に対応するために、早期の予算化が必要なものとして編成したものです。内容は、令和5年度の人事院勧告を踏まえた給与改定による給与の増額や、人事異動などの影響を踏まえ調整した給与費の増減補正及び会計年度任用職員の異動に伴う増減補正などを計上しています。詳細につきましては、各担当部長が説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中副武君）

次に、議第96号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第96号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第8号）の詳細説明を申し上げます。

表紙に、議第96号から議第104号と表示している補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から、それぞれ7,306万2,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244億9,332万6,000円とするものです。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。令和5年11月29日提出。

補正内容は、事項別明細書にて説明いたしますので、7ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金331万2,000円の減額は、感染症緊急対策事業の新型コロナウイルスワクチン接種の職員手当の減額に係る国庫負担金です。

その下、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金175万円の減額も、同様に新型コロナウイルスワクチン接種の職員手当の減額に係る国庫補助金です。

その下、19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金6,800万円の減額は、今回の補正の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

歳出予算につきましては、令和5年度の人事院勧告を踏まえた給料、手当等の増額や、人事異動等の影響による給料、手当及び会計年度任用職員の異動に伴う報酬や給与の過不足の調整、また特別会計の人件費補正に係る繰出金について補正計上しております。人件費については、給与費明細書で増減分を説明しますので、人件費補正を除き、事項別明細書で説明いたします。

15ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、特別会計繰出金487万3,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の給与等の補正に対し、繰出金を減額するものです。

その下、4目介護保険費、特別会計繰出金667万7,000円の減額も同様に給与等の補正に係る介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金368万8,000円の減額と、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）繰出金298万9,000円を減額するものでございます。

21ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、特別会計繰出金253万9,000円の増額は、こちらも同様の給与等の補正に係る国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）繰出金を増額するものでございます。

39ページをお開きください。

14款予備費は、歳入歳出の財源調整として63万3,000円を増額するものです。

次に、40ページをお開きください。

給与費明細書により、人件費補正の内容を御説明させていただきます。

特別職の給与明細です。

表の比較欄を御覧ください。

給与改定により、期末手当が年間0.1月分引き上げられることによる69万9,000円の増額と、その他の手当は異動に伴う通勤手当13万4,000円の減額、共済費19万6,000円を増額するものでございます。

41ページを御覧ください。

一般職の明細書です。上の表の総括の比較欄を御覧ください。給料は2,079万7,000円の減額、職員手当は1,941万5,000円の減額、共済費は129万3,000円を減額するものです。職員手当の内訳は、下の表のとおりですが、増減理由については、次ページで説明をさせていただきます。

42ページをお開きください。

給料の増減額の明細です。人事院勧告を踏まえた給与改定に伴うものが2,811万2,000円の増額、昇給に伴うものが2,883万8,000円の増額、その他の増減分は、異動等に伴うもので7,774万7,000円を減額するものです。給与改定に伴うものを除く増減については、前年度人件費を基礎として算定した当初の人件費に対し、人事異動や昇給の影響を踏まえ必要な経費を算出し、補正額としています。

次に、43ページをお開きください。

職員手当の増減額の明細です。

こちらは、改定により期末・勤勉手当の支給率を、それぞれ0.05月分を引き上げるものとして2,566万3,000円の増額、その他の増減は異動等に伴うもので、4,507万8,000円を減額するものです。この中には、感染症緊急対策事業のコロナワクチン接種において、集団接種を実施しないことによる職員時間外勤務手当491万2,000円の減額と職員管理職特別勤務手当15万円の減額が含まれています。今申しあげました明細につきましては、後ほどで結構でございます、21ページをお覧いただければと思います。

続いて、49ページをお開きください。

会計年度任用職員の明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

報酬は701万4,000円の増額、給料は271万円の増額、職員手当は120万3,000円の増額、共済費は210万2,000円を増額するもので、職員手当の内訳は下の表のとおりでございます。

以上で令和5年度下呂市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第97号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

同じ予算書51ページをお願いいたします。

議第97号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）でございます。

令和5年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ487万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも35億1,132万3,000円とするものでございます。款項

の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年11月29日提出。

詳細を事項別明細書で御説明いたしますので、54ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金487万3,000円の減額は、人事異動及び給与改定に伴う減額補正でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費563万9,000円の減額は、同じく人事異動及び給与改定に伴う減額でございます。

下段、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費76万6,000円の増額でございます。同じく手当の改定に伴う増額でございます。

続きまして、57ページ、給与費明細書をお願いいたします。

総括で御説明をさせていただきます。

職員数の増減はございません。給料317万5,000円の減額、職員手当29万6,000円の減額、合計347万1,000円の減額でございます。

下段は手当の改定でございます。

比較の欄を御覧ください。

手当、通勤手当12万2,000円の増額、期末手当27万6,000円の減額、勤務手当14万2,000円の減額でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第98号及び議第99号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

それでは、補正予算書63ページをお願いいたします。

議第98号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和5年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,632万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によります。令和5年11月29日提出。

それでは、66ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金298万9,000円の減額で、内訳は、

小坂老人保健施設分が61万3,000円の減額、居宅予防サービス計画事業分が237万6,000円の減額でございます。

67ページの歳出を御覧ください。

給与改定及び人事異動に伴う人件費補正でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、小坂老人保健施設職員給与費は17万6,000円の増額。

2 款サービス事業費、2 項施設介護サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費、小坂老人保健施設職員給与費は67万円の減額を計上しました。

68ページをお願いいたします。

説明欄の小坂老人保健施設介護サービス事業費11万9,000円の減額は、会計年度任用職員の人件費分です。

69ページをお願いします。

2 款サービス事業費、3 項居宅予防サービス計画事業費、1 目居宅予防サービス計画事業費は、居宅予防サービス計画事業職員給与費241万8,000円の減額と、居宅予防サービス計画事業には、会計年度任用職員分として4万2,000円の増額を計上しております。

70ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。

一般職の給与の補正前後の比較でございます。総括の比較欄を御覧ください。

給料で336万6,000円の減額、職員手当で83万8,000円の増額、合計で252万8,000円の減額となります。共済費で92万2,000円の増額、合計で160万6,000円の減額となります。職員手当の内訳につきましては、下表を御覧ください。

続いて、予算書79ページをお願いいたします。

議第99号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和5年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,193万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和5年11月29日提出。

それでは、82ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は36万1,000円の増額です。

6 款県支出金、3 項県補助金、5 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は17万9,000円の増額です。

10款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金は386万7,000円の減額、7目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は17万9,000円の増額を計上しております。

83ページは、2項基金繰入金を21万8,000円計上しました。

84ページ、歳出をお願いいたします。

主な増減について説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員給与費は390万4,000円の減額です。

3目地域包括支援センター管理費、地域包括支援センター職員給与費は93万7,000円の増額です。

86ページから91ページまでは、給与費明細書でございます。

86ページを御覧ください。

86ページ、上段が補正前、補正後の比較となっております。給料が180万6,000円の減額、職員手当は1万9,000円の増額、合計で178万7,000円の減額となっております。共済費は9万7,000円の減額、合計で188万4,000円の減額となっております。職員手当の内訳につきましては、下表を御覧ください。

以上で2特別会計の補正予算についての説明を終わります。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第100号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

同じ予算書の93ページをお願いいたします。

議第100号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）でございます。

令和5年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,108万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和5年11月29日提出。

詳細を事項別明細書にて説明をさせていただきます。

96ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。

補正額253万9,000円の増額は、給与改定に伴う職員給与を一般会計より繰り入れるための増額補正でございます。

続きまして、97ページをお願いいたします。

歳出について主なものを説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務費、1 目一般管理費108万5,000円の増額は、小坂診療所一般職員の給与費の増額補正によるものでございます。

その下段、2 款医業費、1 項医業費、1 目医業費、小坂診療所職員給与費206万7,000円は、小坂診療所の医療職員に対する給与の増額補正でございます。

98ページをお願いいたします。

中段、小坂診療所医療事業86万2,000円の減額は、会計年度任用職員の1名の減少に伴う給与費の減が大きなものでございます。その下段、馬瀬診療所医療事業24万9,000円の増額は、給与改定に伴う馬瀬診療所職員の給与の増額でございます。

99ページからは、給与費明細書となっております。

99ページをお願いいたします。

一般職の給与費明細書でございます。

比較のところを御覧ください。

給料190万4,000円の増額、職員手当206万5,000円の増額、合計で396万9,000円の増額となっております。

下段、職員手当でございます。扶養手当42万の減額、住居手当3万8,000円の減額、通勤手当4万円の増額、期末手当136万5,000円の増額、勤勉手当123万8,000円の増額、児童手当1万2,000円の減額となっております。

続きまして、104ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の給与費でございます。

職員数1名を減しまして、報酬273万8,000円の増額、給料241万5,000円の減額、職員手当108万4,000円の減額、合計で76万1,000円の減額となっております。

下段、職員手当の内訳でございます。特殊勤務手当108万4,000円の減額となっております。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第101号及び議第102号について詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（熊崎龍毅君）

それでは、補正予算書107ページをお開きください。

議第101号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和5年度下呂市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用は628万4,000円を減額し、13億875万9,000円とするものです。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費は585万3,000円を減額し、5,215万5,000円とするものです。令和5年11月29日提出。

詳細は実施計画書で説明しますので、119ページをお開きください。

収益的支出の水道事業費用、3目総係費628万4,000円の減額は、定期の人事異動及び国の人事院勧告に準じて給料の見直し及び職員手当等を補正するものです。

続いて、議第102号について説明させていただきます。

補正予算書121ページをお開きください。

議第102号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和5年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業費用は352万5,000円を減額し、18億1,661万4,000円とするものです。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費は327万円を減額し、2,982万1,000円とするものです。令和5年11月29日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、134ページをお開きください。

収益的支出の下水道事業費用、3目総係費352万5,000円の減額は、定期の人事異動及び国の人事院勧告に準じて、給料の見直し及び職員手当等を補正するものです。

以上で議第101号及び102号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第103号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、補正予算書135ページをお開きください。

議第103号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）です。

第1条、令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおりを補正するものです。

第1款下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項営業費用について688万円を減額補正し、補正後の額を2億160万3,000円とするものです。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものです。

(1)職員給与費については588万円を減額補正し、補正後の額を7,170万9,000円とするものです。令和5年11月29日提出。

次に、149ページをお開きください。

149ページ、補正予算実施計画明細書で補正額の説明をいたします。

実施計画明細書、支出の部の上から3段目の1目の一般管理費は、補正額787万7,000円の減額です。これは一般職員の定期の人事異動及び国の人事院勧告を受けて、給与から負担金までの項目で減額をするものです。

2目の施設経営費は99万7,000円の増額ですが、これは、会計年度任用職員の給料、手当などを増額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第104号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（池戸美紀君）

それでは、補正予算書の151ページをお開きください。

議第104号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和5年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございます。

第1款病院事業費用を80万3,000円減額し、15億3,167万8,000円といたします。

内訳は、第1項医業費用から80万3,000円を減額し、15億744万5,000円とするものでございます。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費の金額を改めるものでございます。

職員給与費8億1,972万3,000円から80万3,000円減額し、8億1,892万円といたします。令和5年11月29日提出。

続いて、152ページをお開きください。

令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的支出の補正では、1款病院事業費用、1項医業費、1目給与費において80万3,000円の減額補正でございます。

なお、補正理由を備考欄に記載させていただいております。給与につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の退職やパートタイムに異動したこと等により460万3,000円を減額します。報酬は、パートタイム職員の雇用により380万を増額いたします。

153ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、実施計画明細書を添付しております。御確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（田中副武君）

市民保健部長から発言の訂正の申出がございましたので、これを許可します。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

訂正がございますので、お願いいたします。

議第100号の99ページをお願いいたします。

職員給与費明細書でございます。

下段の職員手当の内訳のところ、児童手当を、先ほど1万2,000円の減額と申し上げましたが、12万円の減額でございます。おわびして訂正を申し上げます。申し訳ございません。

○議長（田中副武君）

途中ではございますが、ここで休憩といたします。再開は午前11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（田中副武君）

再開いたします。

これより先ほどの9件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾議員。

○13番（中島新吾君）

1つお聞きします。今度の給与改定はいいことで問題はないんですが、この間の議会運営委員会のときに、今度の改定について、全会計を一本にした表が、つけた資料が出されました。これを全員に配られているんですけども、それぞれの会計だとどうしても分かりにくいんですね。全会計でこうやって出していただくと非常に分かりやすい。こういう改定のはね。ということで、これからもこういう出し方は大いに続けていただきたいと思うんですが、その中で、まず全体で9名が職員数減になっていますが、これは9名減ったというふうに市民に理解されてはいけないと思うんですね。そうじゃない。異動も含めて、それから別な理由もあると思うんで、この点をちょっと一つ説明してください。

それから、この全体像を見ると、私ちょっと集計してみたんですが、職員数が会計年度任用職員以外で627で、会計年度任用職員で390名ということで、これを足すと1,000名を超えるんですね。正規の職員が62%で会計年度任用職員が約40%近くという状況です。そのうち1号、パートの人たちが3割です。そういう状況で、今、下呂市の仕事、業務というのが回っているんですが、総人件費、この表の、補正後に正規が47億で、会計年度任用職員の総額が8億3,000万で、これを足すと55億ということで、正規の職員のパーセントが85%です。会計年度任用職員の給与は15%ということになりますよね。

勤務時間とか勤務内容が違いますよ、分かりますよ、分かっていますよ。短期間の人もあるし、いろんなパターンがあることは分かっているんですけども、トータルの中で非常に重要なポジションに就いてくださっている人たちもいるわけで、そういう点を考えて、この実態について同

一労働同一賃金という基本的姿勢との関わりでどう考えているのかという、この2つのことをお聞きしたいと思います。

○議長（田中副武君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

私のほうから、ただいま御質問いただきました職員数の9名減というところについて、まず御説明をさせていただきます。

この職員数につきましては、補正前の値というのが、昨年12月1日現在の当初予算を策定するときの予定数で人員を組んでおります。12月の今回の補正で退職された方、また異動された方、いろいろ加味しまして、その実数に合わせた補正予算を組ませていただいておりますので、全くこの9名がその人員が必ず減ったというものではないというところを御理解いただきたいと思います。

その後の会計年度任用職員さんの給与費の問題ですが、議員おっしゃられるように、本来同一業務同一賃金というのは、私たちも当然のことだというふうには認識しておりますが、なかなかそれぞれの今議員おっしゃったように働き方を選ばれる中で、見ていただいたとおり1号、パートの方が300名、フルの方が87名ということで、なかなか、そこへ時給等も合わせまして、地域の実情等も鑑みながら、あとは歳入等も踏まえながら考えていきたいというふうには思っておりますが、今すぐちょっと改正できるというふうには思っておりませんので、また御理解をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（田中副武君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明していただきました議第96号から議第104号までの9件については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第96号から議第104号までの9件については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本9件に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、本9件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第96号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第8号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第96号は原案のとおり可決されました。

議第97号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第97号は原案のとおり可決されました。

議第98号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第98号は原案のとおり可決されました。

議第99号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第99号は原案のとおり可決されました。

議第100号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第100号は原案のとおり可決されました。

議第101号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第101号は原案のとおり可決されました。

議第102号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第102号は原案のとおり可決されました。

議第103号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第103号は原案のとおり可決されました。

議第104号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第104号は原案のとおり可決されました。

◎議第105号から議第124号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（田中副武君）

日程第27、議第105号 財産の譲与について、日程第28、議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について、日程第29、議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について、日程第30、議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について、日程第31、議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について、日程第32、議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について、日程第33、議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について、日程第34、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について、日程第35、議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について、日程第40、議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例について、日程第42、議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第45、議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、日程第46、議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、以上20件を一括議題といたします。

初めに、議第105号から議第107号までの3件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議案書の55ページをお開きください。

議第105号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1. 譲与する財産は、所在地が下呂市馬瀬中切字大屋垣内1852番地7に位置する馬瀬体育館で、

構造は鉄筋コンクリート造、合金メッキ鋼板ぶき2階建て、延べ床面積は1,031.32平米でございます。2. 譲与する相手方は、岐阜県加茂郡富加町羽生2146番地2、豊実精工株式会社代表取締役 今泉由紀雄氏です。3. 譲与する理由は、民間事業者による旧馬瀬中学校校舎の有効活用が図られる中、同事業者の新たな事業展開による当該財産の活用に対し、施設利用者や地域の理解が得られ、雇用の創出、馬瀬地域のさらなる活性化等が期待されることから譲与をするものでございます。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

続いて、議案書の57ページをお開きください。

議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

施設の名称は、下呂市下呂交流会館。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市森2270番地3、一般財団法人下呂ふるさと文化財団、代表理事 二村文康。

3. 指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書の59ページをお開きください。

議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称は、下呂市萩原あさざり総合グラウンド、下呂市萩原あさざり体育館、飛騨川公園及び桜谷公園です。

2. 指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市萩原町羽根1696番地1、特定非営利活動法人萩原スポーツクラブ、理事長 二村象史。

3. 指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上3件、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第108号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、議案書61ページをお開きください。

議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

1. 施設の名称、下呂市御嶽山五の池小屋。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町長瀬100番地5、合同会社マウントブルー、代表社員 市川典司。
3. 指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。令和5年11月29日提出。

提案理由です。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第109号から議第111号までの3件について提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

議案書の63ページをお開きください。

議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 施設の名称、下呂市立みなみこども園、下呂市立きたたこども園、下呂市立わかあゆ子育て・保育ステーション。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原600番地1、特定非営利活動法人サン・はぎわら、理事長 青木幸美。
3. 指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。令和5年11月29日提出。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、65ページをお願いいたします。

議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 施設の名称、下呂市立かなやまこども園。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町金山2301番地3、特定非営利活動法人ふるさと金山、理事長 佐古保。
3. 指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。令和5年11月29日提出。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、67ページをお願いいたします。

議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 施設の名称、下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原600番地1、特定非営利活動法人サン・はぎわら、理事長 青木幸美。

3. 指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。令和5年11月29日提出。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第112号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、議案書69ページをお開きください。

議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

1. 施設の名称、下呂市観光交流センター。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市森922番地6、一般社団法人下呂温泉観光協会、代表理事 滝康洋。

3. 指定の期間、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。令和5年11月29日提出。

提案理由です。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第113号及び議第114号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

議案書の71ページをお開きください。

議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。昨今の賃金上昇等の社会的要因を勘案し、議員報酬を引き上げること

により、下呂市議会議員のさらなる議員活動の充実、議員活動内容の可視化や、若者や女性の参画の促進につなげ、もって持続可能な市政運営に期するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、議会議員の議員報酬の額について、市長の諮問に応じ、下呂市特別職報酬等審議会にて審議され、その答申を受けて議員報酬月額を引き上げるものでございます。

附則関係では、施行日を規定いたします。

次に、75ページをお願いいたします。

議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、条例第23条で、産前産後の出産被保険者の国民健康保険税の減免について定めます。

第24条の3で、免除申請に係る規定を定めます。

附則関係では、施行日及び条例の適用区分を規定いたします。

以上でございます。2議案について御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第115号について提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

議案書81ページをお開きください。

議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。公共交通機関等の利用者の利便性向上を図り、かつ周辺の交通の円滑化を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、金山駅前駐車場の一時的な使用による使用料を変更するものでございます。

附則関係として、施行日を規定しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第116号及び議第117号について提案理由の説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

議案書の85ページをお開きください。

議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について。

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。少子高齢化等により看護師を志す者が減少傾向にある中、市内に看護師を安定的に確保するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、貸与対象者の条件を拡充し、助産師または看護師を雇用する市内全ての事業所への就職予定の者とするものでございます。

附則関係では、施行日を規定するものでございます。

次に、91ページをお開きください。

議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について。

下呂市介護医療院設置管理条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。介護療養病床制度の廃止に伴い、小坂診療所の療養病床14床を介護医療院に転床するため、当該条例を定めるものでございます。

概要としましては、本則で、下呂市介護医療院の名称や場所、サービスの対象者や定員、サービスの提供時間や費用等を定めるものでございます。

附則で、施行日の規定、使用許可手続の定め、本条例の制定に伴い関係条例を改正するものでございます。

以上でございます。以上2議案について御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第118号について提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

議案書の101ページをお願いいたします。

議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

本条例の概要につきましては、105ページを御覧ください。

本条例の概要につきまして、第15条につきましては、上位法の条項ずれが生じるため、引用条文を改めるものでございます。

第35条、第36条につきましては、ともに読み替え規定の改正となっております、内容が変更するものではございません。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第119号及び議第120号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、議案書107ページをお開きください。

議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例についてです。

下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由です。湯本湯けむり広場を有料市営駐車場として整備するに当たり、広場としての用途に供することができなくなるため、当該条例を廃止するものです。

概要としましては、湯本湯けむり広場は、旧下呂温泉病院リハビリ棟跡地ですが、今後、有料市営駐車場として整備するため、市民と観光客との憩いの場を提供するといった広場の用に該当しなくなることから、この条例を廃止するものです。

附則関係として、施行日を規定するものです。

次に、議案書111ページをお開きください。

議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例についてです。

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由です。下呂市ふるさと寄附条例に掲げる寄附金の対象事業を、寄附者にとって分かりやすくするため、当該条例の一部を改正するものです。

概要といたしまして、下呂市ふるさと寄附条例第2条に、寄附金を財源として実施する事業を規定しておりますが、「あんきな」といった方言や、「いきいきげろっ子」といったキャッチコピー的な表現から、使途をイメージしやすい事業の表記に改めるものです。

附則関係として、施行日を規定するものです。

以上2議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第121号及び議第122号について提案理由の説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（田口 昇君）

それでは、議案書の115ページをお開きください。

議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について。

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。火葬場等の使用料について、市内居住者及び市外居住者の金額を明確

にするため、当該条例の一部を改正するものです。

概要といたしましては、別表関係におきまして、市内居住者及び市外居住者を区分けして規定し、火葬場・斎場使用料を明確にするものであります。

この条例は、公布の日から施行します。

次に、議案書の121ページをお開きください。

議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。令和4年度で廃止したもえるごみ専用袋等の使用期限、不燃ごみ専用袋等の手数料の額、その他別表について所要の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

概要といたしましては、第1条、附則関係では、もえるごみ専用袋、ペットボトル専用袋をもえるごみ専用袋として使用できる期限を改めます。

第1条別表1関係では、一般廃棄物の持込み処理手数料を税込み額表示に改め、下呂市指定ごみ収集専用袋等により持ち込んだ場合の処理手数料の取扱いを明確にします。

第1条別表2関係では、無料もえるごみ処理券の手数を無料と明記します。

第1条別表3関係では、産業廃棄物の持込み処理費用を税込み額表示に改めます。

第2条別表2では、金物類専用袋、飲食料用あきかん専用袋等の不燃ごみの専用袋の一部を減額します。

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の不燃ごみ専用袋の規定は、令和6年4月1日から施行します。

以上2議案であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第123号について提案理由の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（熊崎龍毅君）

議案書の129ページをお開きください。

議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について。

下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例を、別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由です。水道事業の安定財源確保のため水道料金の改定を行うものです。あわせて、水道事業、簡易水道事業で格差のあった負担金を統一するため、当該条例の一部を改正、または廃止するものです。

概要としましては、水道事業、簡易水道事業の給水区域等を定めるとともに、給水区域の引用

する法令を改めます。また、水道料金、負担金を統一するとともに、給水条例を一本化し、事業ごとに規定していた給水条例、分担金徴収条例を廃止します。

附則関係では、施行日及び経過措置を規定しています。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（田中副武君）

次に、議第124号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（齋藤 進君）

それでは、議案書の143ページをお開きください。

議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としまして、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の完成検査の手数料の減額対象となる条件に、認定高度保安実施者が行う完成検査を追記するものでございます。

附則関係では、施行日を規定します。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（田中副武君）

これより本20件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤議員。

○10番（伊藤厳悟君）

1点質問をさせていただきますけれども、指定管理の期間、これはまちまちなんですが、5年、3年、2年と、この理由について説明をお願いいたします。

○議長（田中副武君）

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

今回上程をされました指定管理者の指定期間について、まちまちであるということで御質問いただきました。このことについて答弁をさせていただきますが、指定管理の実績であるとか、指定管理料の額、こういったものを勘案しながら、指定管理の指名の委員会とも御相談をさせていただく中で、指定期間を決定させていただいているものでございます。

以上です。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

10番 伊藤議員。

○10番（伊藤巖悟君）

今、ありふれた答弁をもらいましたけれども、こういう公の施設、こういうものを指定管理に出すときは、それなりのしっかりした理由立てと説明をしっかりと、我々の理解を得る努力をするのが当然であろうと。その中身とか、経緯とか、どういう理由だということが我々が分からんようなことでは、説明のしようがないということだというふうに私は受け止めますけれども、なぜ2年という理由立てができるのか、なぜ3年という期間が必要なのか、なぜ5年ということを採用しておるのかと、このことについて、それぞれ責任のある立場の人たちが答弁をいただきたいと、お願いをしておきます。

○議長（田中副武君）

答弁をお願いします。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、私のほうからは、御嶽山五の池小屋の指定管理について、これは5年でございます。こちらのほうですが、御嶽山の五の池小屋につきましては、こちらのほうの建物が平成11年に建設をいたしまして、運用開始は平成12年からというふうになっております。

現在までの間、多少法人が替わっておりますが、この代表の市川さんのほうにお願いしていた経緯もありまして、大変、経験が長いといったことから、この施設につきましては5年とさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（田中副武君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

私のほうからは、議第109号、110号、111号の子育て支援施設の関連について説明をさせていただきます。

子供の数につきましては、御存じのとおり大変少子化が進んでおりまして、また取り巻く国の状況とか政策も変わっております。そうした中で、5年ということも考えましたけれども、これまでは3年でしたけれども、もう十分指定管理者の皆さんも、そういった子育て支援についてはもうしっかり熟知してみえますので、5年ということも考えましたが、そういった事情が短いスパンで変わっていくということも考慮しまして3年ということで、今回はお願いをさせていただいております。以上でございます。

○議長（田中副武君）

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

私のほうからは、議第106号と議第107号について御説明をさせていただきますけれども、今回

まず議第106号につきましては、下呂ふるさと文化財団へ特定指名とさせていただいております。こちらについては、下呂市が地域の文化振興を目的として100%出資して設立された団体であり、平成21年4月から開館準備業務に当たり、これまで管理運営の実績を持っております。こうしたことから、今回5年間ということで指定期間を設定させていただいております。

次の議第107号のあさぎりスポーツ公園等についてですけれども、こちらについては、平成21年から指定管理ということで候補者の選定をさせていただき、こちらについても、特定非営利活動法人萩原スポーツクラブが、平成15年に総合型地域スポーツクラブとして設立されまして、18年から管理委託を受託させていただいております。こうした実績を踏まえ、今回は5年という期間を設定させていただいたものでございます。以上です。

○議長（田中副武君）

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

私のほうからは、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理について説明させていただきます。

こちらのほうは2年というような期間にさせていただきました。こちらのほうの施設につきましては、御存じのようにまだ建設して2年といったことで、新しいというところがございます。確かに、やっていただいております下呂温泉観光協会のほうにつきましては、駅前の案内所なども委託しております関係から、そういった経験値はあるわけですが、この施設がまだ新しいといったことで、その使い方につきましては、まだいろいろ試行錯誤のところもありますので、当面2年ということで設定をさせていただきました。

以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

10番 伊藤議員。

○10番（伊藤巖悟君）

それぞれつらいというか、ちょっと無理な答弁もあったかなと、私は受け止めましたけれども、福祉部長の答弁については、非常にこういう変動のときなんで、園児も減るという状況、そして子育て支援に対する国の政策等々いろいろな問題での変化がある時代なんで、やはり私の思いでは3年が妥当であろうと、こんなふうに思います。

しかしながら、今の交流センター云々について、私はこういうものをしっかりと安定し、経営をしていくには、あまりにも2年ではいかなものかなと。やはりそういう一つの政策的な、行政の基本的な理念というものが我々に示されるのが、我々としては理解しやすいと、こういう思いであります。

五の池について等々は5年というお話がございました。あさぎりスポーツ公園の問題もありました。これはやっぱり実績に基づいて決めていかれるということは妥当だと、こういうふうに思

いますけれども、やはりそういうことをしっかりと我々が理解できるような、これからの提案をしてもらいたいということを強くお願いをしておきます。

それでないと、こういう公の、皆さん、市民の財産であるものを運営していくには、しっかりとした選択の条件が我々に理解され、市民にも分かりやすい説明ができるような、経緯についての説明をより詳しくしていただきたいと、そういうふうをお願いしておきます。

以上です。

○議長（田中副武君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

1 番 鷺見昌己議員。

○1 番（鷺見昌己君）

今、10番議員の関連で少し教えていただきたいんですが、この指定管理につきまして、この業者の選定基準、選定方法、これはしっかりと入札、公募による入札等がされている物件があるのか、またはこの実績を重視で、それありきでされているのかということと、実際、例えば新規で新たないろんな試みをやる団体等もあると思いますが、そういうところが例えば手を挙げられるような環境になっているのか、この辺を教えてください。

○議長（田中副武君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

指定管理のほうにつきましては、指定管理委員会というのがあるんですけども、それぞれの候補者については、ない場合は公募ということで、公募をさせていただきます。近いところでは最近では、今年度からお願いしました金山の道の駅が公募ということでやりました。今回上がるところにつきましては、過去の実績ということで公募によらないということで、特定指名という形でやっておりますので、公募の場合と特定指名という場合と両方があります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

1 番 鷺見昌己議員。

○1 番（鷺見昌己君）

ということは、まず第一は公募優先で、その中で、なければやっぱり実績優先ということでしょうか。

○議長（田中副武君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

基本的には、例えば保育園の関係なんかはそうなんですけれども、この公設民営でやっていただくというようなことで、それぞれの団体が立ち上がったとか、あとは交流会館なんかでも、

ふるさと財団というのは、それを運営するためにあるというような団体もありますので、基本的にそうした実績のあるところ、またその経緯によっては、基本的には特定指名ということになると思いますし、もしそれが継続可能ではないというようなことになれば、新たな候補者を公募するというふうなスタイルでございます。

○議長（田中副武君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

議第105号から議第124号までの20件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

ここで休憩といたします。再開は午後1時とします。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（田中副武君）

再開します。

◎議第125号から議第132号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（田中副武君）

日程第47、議第125号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、日程第48、議第126号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、日程第49、議第127号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第50、議第128号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、日程第51 議第129号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第52、議第130号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第53、議第131号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第54、議第132号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

初めに、議第125号から議第132号までの8件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第125号から議第132号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、見込まれる市税の増額や、ふるさと寄附金の収入済額を当該年度に必要な事業の財源として活用できるよう予算化し、歳出では、新年度に実施する事業の準備経費や市内駐車場不足早期解消のための旧下呂温泉病院リハビリ棟跡地の駐車場造成工事費や金山病院の収益減少に対し、市内の医療提供体制を維持するための一般会計繰出金の増額、その他

事務事業の進捗状況などに沿った見直しなど、第3・四半期を終えようとする中、年度内に対応しなければならない予算を計上しております。

新年度に実施する事業の準備経費としては、令和6年4月実施予定の第3子未満児保育料の無償化に伴うシステム改修費の増額や、クアオルト健康ウォーキング運用開始に向けた必要資材の購入、また、看護師養成100名達成に向けて取り組んでいる修学資金貸与事業の財源となる基金への積立てを計上しております。

その他、第3・四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業としては、ふるさと寄附額の上方修正による返礼品等経費の増額、移住定住促進のための住宅購入・改修に対する助成金の増額、障がい者相談支援事業の消費税課税に伴う対応、かなやまこども園通園バスの安全運行、故障リスク解消のためのバス更新の前倒し実施、小口融資・創業支援申請件数の増に対応した支援の追加、岐阜未来遺産に認定された小坂の観光プログラムに対する支援、馬瀬小学校体育館利便性向上のための改修費の増額、合掌村入場者数の増に伴う収入、必要経費の増額を計上しております。

詳細につきましては、各担当部長が御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中副武君）

次に、議第125号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第125号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を申し上げます。

表紙に、議第125号から議第132号と表示をしている補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,728万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億3,060万6,000円とするものです。

款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加、変更は、第2表 繰越明許費補正によるものです。

第3条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加、変更は、第3表 債務負担行為補正によるものです。

第4条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第4表 地方債補正によるものです。令和5年11月29日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1 款市税は4,683万4,000円の増額、14款使用料及び手数料は1,464万3,000円の増額、15款国庫支出金は3,977万2,000円の減額、16款県支出金は5,086万4,000円の減額、18款寄附金は4億3,509万1,000円の増額、19款繰入金は2億6,615万9,000円の増額。

3 ページに移っていただきまして、21款諸収入は507万8,000円の増額、22款市債は3,780万円の減額を計上いたしました。

4 ページをお開きください。

歳出でございます。

2 款総務費は4億4,173万4,000円の増額、3 款民生費は5,709万8,000円の増額、4 款衛生費は1億3,610万9,000円の増額、6 款農林水産業費は2,413万7,000円の減額、7 款商工費は5,866万9,000円の増額。

5 ページに移っていただきまして、9 款消防費は428万5,000円の増額、10款教育費は893万円の増額、11款災害復旧費は9,132万9,000円の減額、12款公債費は3,714万円の増額、14款予備費は703万5,000円を計上させていただきました。

続いて、6 ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正の追加と変更でございます。

年度内完了が見込めない事業について、繰越明許費を計上するもので、5つの事業を新たに追加し、変更は保育所公設民営事業臨時のこども園通園バスの購入について、繰越明許費の金額を変更するものです。事業名、金額については、表にお示しをしたとおりでございます。

7 ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正の追加と変更でございます。

追加するものは、令和5年度中から事務を進める必要がある事業として、各委託業務が11事業、指定管理業務が7事業、そのほか小学校指導用教材の購入や、温泉街の駐車場不足早期解消を目指し、年度をまたいで整備する市営駐車場の造成工事、8月に被災した金山地内林業施設災害復旧工事を、3年間で整備することとした工事費の計21事業で、変更するものは、最終処分場に関する協定に基づく林道水沢線の舗装事業の負担金について、本年度中の事業追加に伴い、6年度以降の金額を減額するものです。設定期間及び限度額は、それぞれ表にお示しをしたとおりでございます。

9 ページを御覧ください。

第4表 地方債補正の変更でございます。

農地農業施設整備事業は、県単かんがい排水事業に緊急自然災害防止事業債を充当するための増額で、林業施設災害復旧事業は、8月に被災した林業施設の災害復旧事業の実施を3年間としたことによる今年度事業費の減額に伴う市債の減額です。

11ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、予算特別委員会におきまして説明をさせていただくこととなりますので、省略をさせていただきます。

少しとびますが、47ページをお開きください。

こちらは、特別職の給与費明細書でございます。

表の下段、比較欄を御覧ください。

その他特別職の報酬6万円は、総合計画審議会の開催回数の増に伴い、委員報酬を増額するものです。

48ページをお開きください。

こちらは、債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明をさせていただきました22業務に係る限度額と、令和6年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

50ページをお開きください。

地方債の調書でございます。

表の右下が、令和5年度末の残高見込額で228億20万8,000円となる見込みでございます。

以上で令和5年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第126号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

同じ予算書51ページをお願いいたします。

議第126号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）でございます。

令和5年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ242万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも35億1,374万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年11月29日提出。

52ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

9款繰入金242万6,000円の増額。

下段は歳出でございます。

1款総務費242万6,000円の増額、3款国民健康保険事業費納付金は、財源補正でございます。

53ページからは、歳入歳出予算補正の事項別明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第127号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

補正予算書57ページをお開きください。

議第127号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和5年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,265万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和5年11月29日提出。

それでは、58ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

10款繰入金は71万6,000円の増額でございます。

続いて、下段の歳出です。

1款総務費は71万6,000円の増額でございます。

59ページから61ページは事項別明細書でございます。

62ページは、給与費明細書でございます。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第128号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

補正予算書63ページをお開きください。

議第128号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）でございます。

令和5年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,215万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和5年11月29日提出。

64ページをお開きください。

第1表 歳入算出予算補正の上段、歳入でございます。

4款県支出金61万9,000円の減額、7款繰入金83万4,000円の増額、9款諸収入85万8,000円の増額でございます。

続きまして、下段、歳出でございます。

1 款総務費 4 万 2,000 円の増額、2 款医業費 157 万 8,000 円の増額、3 款施設整備費 55 万円の減額、5 款公債費 3,000 円の増額でございます。

65 ページからは事項別明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第 129 号及び議第 130 号について詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（熊崎龍毅君）

それでは、補正予算書 69 ページをお開きください。

議第 129 号 令和 5 年度下呂市水道事業会計補正予算（第 4 号）。

第 1 条、令和 5 年度下呂市水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 5 年度下呂市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款水道事業費用は 4 万 2,000 円を増額し、13 億 880 万 1,000 円とするものです。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書き中「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 1 億 3,044 万 9,000 円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金 1 億 886 万 3,000 円及び消費税資本的収支調整額 2,158 万 6,000 円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 901 万円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金 8,937 万 4,000 円及び消費税資本収支調整額 1,963 万 6,000 円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款資本的支出は 2,143 万 9,000 円を減額し、5 億 8,960 万 4,000 円とするものです。

70 ページをお開きください。

第 4 条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり定める。

事項は、給水車購入事業、期間は令和 6 年度から令和 8 年度まで、限度額は 2,145 万円とするものです。令和 5 年 11 月 29 日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、76 ページをお開きください。

第 1 款水道事業費用、1 項営業費用 18 万 8,000 円の減額は、給水車購入のため諸経費を計上していましたが、応札者が年度内納車が見込めないため、全額減額するものです。

2 項営業外費用 23 万円の増額は、企業債償還金の利率見直しがあったことによる増額です。

77 ページをお開きください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費 2,145 万円の減額は、給水車の年度内納車が見込めないため全額減額するものです。

2 項企業債償還金 1 万 1,000 円の増額は、企業債償還金の見直しがあったことによる増額です。

78 ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

事項、限度額、期間については表のとおりです。

72ページ以降に、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表がございますので、御確認をください。

続いて、議第130号について説明させていただきます。

補正予算書81ページをお開きください。

議第130号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和5年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業収益は5万円を減額し、12億3,831万1,000円とする。

第1款下水道事業費用は7,730万2,000円を増額し、18億9,391万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額193万5,000円は、消費税資本的収支調整額193万5,000円で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,231万4,000円は、当該年度及び過年度の損益勘定留保資金955万7,000円及び消費税資本的収支調整額275万7,000円で補てんするものとする」に、基本的支出の予備費「第3項」を「第4項」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入は1万5,000円を増額し、11億5,822万9,000円とする。

第1款資本的支出は1,039万4,000円を増額し、11億7,054万3,000円とするものです。

第4条、予算第9条中「2億6,761万5,000円」を「2億6,756万5,000円」に改める。令和5年11月29日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、90ページをお開きください。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益5万円の減額は、企業債の利率見直しがあったことによる一般会計補助金の減額です。

91ページをお開きください。

第1款下水道事業費用、第2項営業外費用5万円の減額は、企業債償還金の利息見直しがあったことによる減額です。

3項特別損失7,735万2,000円を増額は、令和4年度に一般会計から受けた繰入金について超過分を返還するものです。

92ページをお開きください。

第1款資本的収入、2項出資金1万5,000円を増額は、企業債償還金の見直しによる出資金の増額です。

93ページをお開きください。

1項資本的支出、2項企業債償還金1万5,000円を増額は、企業債償還金の見直しがあったことによる増額です。

3 項過年度返還金1,037万9,000円の増額は、4 年度に一般会計から受けた繰入金について超過分を返還するものです。

85ページ以降に、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表がございます。御確認ください。

以上で議第129号及び議第130号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（田中副武君）

続いて、議第131号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、補正予算書95ページをお開きください。

議第131号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）です。

第1条、令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

年間入場者数16万1,000人、1日平均入場者数439人、営業日数366日、利用収益1億1,804万1,000円、販売収益1億2,406万円とするものです。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入では、第1款下呂温泉合掌村事業収益の第1項営業収益について580万円を増額補正し、補正後の額を2億4,254万8,000円とするものです。

支出では、第1款下呂温泉合掌村事業費用の第1項営業費用について950万円を増額補正し、補正後の額を2億1,110万3,000円とするものです。

第4条、予算第4条本文括弧書き中の「資本的支出額に対して不足する額2,733万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,377万6,000円及び消費税資本的収支調整額356万円」を「資本的支出額に対して不足する額2,233万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,877万6,000円及び消費税資本的収支調整額356万円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

これは、収入で第1款資本的収入の第1項国庫補助金について500万円を増額補正し、補正後の額を1,000万円とするものです。令和5年11月29日提出。

次ページから102ページまでは、実施計画、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表などがございます。後ほどお目通しをください。

次に、103ページを御覧ください。

103ページ、補正予算実施計画明細書で補正額の説明をいたします。

上段、収入の部です。

2段目、1項営業収益で580万円の増額補正の内訳は、1目利用収益が400万円と2目販売収益が180万円の増額です。

下段、支出の部の上から3段目、2目施設経営費50万円の増額、3目販売費用900万円の増額

です。

次に、104ページを御覧ください。

収入の部で、1目国庫補助金は500万円の増額補正です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第132号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（池戸美紀君）

それでは、補正予算書の105ページをお開きください。

議第132号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和5年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(1)年間患者数におきまして、入院を2,555人減の1万9,345人に、外来を1,215人減の3万5,235人といたします。

(2)1日平均患者数では、入院を7人減の53人に、外来を5人減の145人といたします。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入では、第1款病院事業収益を1,477万6,000円減額し、15億875万7,000円といたします。

内訳は、第1項医業収益を1億6,506万8,000円減額し、10億6,630万6,000円に。

第2項医業外収益を1億5,029万2,000円増額し、4億4,245万1,000円とするものでございます。

続いて、107ページをお開きください。

令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入の補正では、1項医業収益、1目入院収益において9,581万3,000円の減額、2目外来収益において6,925万5,000円の減額補正でございます。

2項医業外収益、3目補助金を29万2,000円の増額、4目負担金交付金を1億5,000万円の増額補正するものでございます。

収益的支出の補正につきましては、1項医業費用、3目経費で693万円を増額補正するものでございます。

続いて、108ページをお開きください。

資本的収入の補正でございます。

2項国県支出金、1目国県補助金を1,821万2,000円の増額補正するものでございます。

なお、各補正理由を備考欄に記載させていただいております。御確認いただけますようよろしくお願いいたします。

109ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、実施計画明細書を添

付しております。御確認いただけますようよろしくお願いいたします。

説明は以上で終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

これより本8件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟議員。

○10番（伊藤巖悟君）

1点教えてください。35ページなんですけど、畜産業費の減額補正が出ております。277万3,000円、この内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（田中副武君）

農林部長。

○農林部長（都竹 卓君）

277万3,000円の減額でございますが、これは自給飼料の生産基盤拡大緊急対策支援事業補助金ということですが、事業実績の確定によるものです。

当該事業で導入を計画されておりました自走式のロールベアラーが、メーカー都合で製造中止となり、事業が実施されなくなったためというふうに伺っております。

あと、自走式のマニースプレッダーも購入を予定しておったんですが、最終の納入価格が当初の計画の予定額より減額されたというものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

10番 伊藤議員。

○10番（伊藤巖悟君）

ありがとうございました。

1つだけよく理解をしていただきたいということを申し上げますが、農業関係は今非常に厳しい状況下にあると、こういうふうに思っておりますし、特に土地利用型の事業については、より有効かつ多様な体制で支援をする必要があるのではないかなということを感じますので、どうかこれからそういう意味において十分検討していただき、どうすれば農地が保全され、どうすれば畜産業が成り立っていくかということを御支援いただきたいことをお願いするとともに、これはやはりもうあと9年先、余すところ8年先やと思うんですが、高山で全国の共進会も計画をされております。

そういう意味合いにおいて、中長期的な計画で、特に下呂市を含め、飛騨全体で体制づくりが必要だと、こう思いますので、これの数字を見て今後やっぱり対策をしっかり取っていただきたいとお願いしておきます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

続きまして、11番 一木議員。

○11番（一木良一君）

ちょっと確認ですけれども、思いついたので、115号、これについてもよろしいですか。議第115号、ちょっと今思いつきましたので。

○議長（田中副武君）

先ほどその115号につきましては、105号から124号までの20件については、所管の常任委員会に付託するというので決定をしておりますので、その委員会の席で質問していただければいいのかなと思います。

[挙手する者あり]

11番 一木議員。

○11番（一木良一君）

残念ながらこの所管の委員会、私は所属しておりませんので、総務委員会のほうで所管、付託になっていますよね。ですから、ちょっとあえてお聞きしたいなと思って今挙手したんですが、よろしいですか。

○議長（田中副武君）

特別に許可します。どうぞ。

○11番（一木良一君）

許可ありがとうございます。

下呂市の駐車場、金山の駅前の駐車場ですが、これは改正後に一時的な使用として3日間を超えない期間で無料と。今までは200円取っていたんですが、無料になったということですね。私、たしかこの駐車場における年間の収入が百数十万あったんじゃないかというふうに記憶をしておるんですが、その辺のまず確認と、それから市の駐車場ということで、他の市の駐車場では無料のところはないと思います。そして、例えばこの駐車場場内において、一般車の事故があった場合、これは全体の保険で補償するというようなことになろうかと思えますけれども、そうなった場合に、この駐車場内の発生で補償ということになると、市が補償する場合もあり得るわけです。

それから、肝腎の駐車場の維持管理費、これも恐らくかかってまいります。なぜ200円取っていたものを無料にされたのか、その辺についてお聞きをしたいと思えます。

○議長（田中副武君）

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

今ほどの議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、金山駅前の駐車場の利用料でございますけれども、令和4年度におきましては43万1,200円というふうになっております。また、コロナ禍の令和2年度、令和3年度におきましては30万円前後ということでございます。平成28年当時でも70万ほどということで、それ以降、ど

ほとんど使用が減っておりまして、現在は30万から40万というところでございます。

ここの駐車場の利用料につきましては、全自動料金精算システムという機械を設置しまして、料金をいただいておるわけでございますが、この料金システムの機器が故障いたしまして、これの機器も古いということで、更新等に係る費用が1,000万円を超えるというような状況でございます。

そういった中で、また新たにここに費用をかけてするのかといったときに、この今の利用台数において、ここに費用をかけるのは非常に難しいと。それよりも月ぎめという格好では残しますが、通常の中の1日、2日というところでの利用については、もう市民サービスとして利用いただくということで、今回一時的な利用については無料にするという格好で提案をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

11番 一木議員。

○11番（一木良一君）

機械の故障で、それを整備しようとするのと1,000万ほどかかるということで無料にしたということであれば、これは市民は非常に喜ぶことですので結構かと思えますけれども、この説明のときに、それもあらかじめ説明しておいていただくと、私はあえて質問する必要もなかったんじゃないかと思えます。そういうことであれば、それは結構なことかと思えます。以上です。

○議長（田中副武君）

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

もう一点御質問がありました事故の対応の関係につきまして、ちょっと詳細を持ち得ておりませんので、今ほどの御質問については、委員会の中でお答えをさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（田中副武君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第125号から議第132号までの8件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第125号から議第132号までの8件については、予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（田中副武君）

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

次の会議は12月12日午前9時30分より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時45分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月29日

議 長 田 中 副 武

署名議員 3番 飯 塚 英 夫

署名議員 4番 森 哲 士

